<自己資本の構成に関する開示事項>

バーゼルⅢ 国際統一基準 単体 【2019年12月末】

2020年2月5日 株式会社 北國銀行

(単位:百万円、%)

	Ⅲ 国除就一基準 単体 【2019年12月末】		(単	.位:百万円、%)
CC1: 目己的	資本の構成(銀行単体)			
		1	口	
国際様式の 該当番号	項目	2019年12月末	2019年9月末	別紙様式 第十三号 (CC2) の 参照項目
普通株式等	等Tier1資本に係る基礎項目 (1)			
	6 普通株式に係る株主資本の額	202, 915	202, 764	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	37, 963	37, 963	1-a、1-b
2	うち、利益剰余金の額	167, 966	166, 682	1-c
1c	うち、自己株式の額(△)	3, 014	862	1-d
26	うち、社外流出予定額(△)	0,014	1, 018	ı u
20	うち、上記以外に該当するものの額	_	1,010	
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	C1 001	F7 000	
		61, 931	57, 332	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	264, 847	260, 097	
普迪株式等	等Tier1資本に係る調整項目 (2)	1		
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10, 628	10, 784	2
8	うち、のれんに係るものの額	50	51	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係 るもの以外のものの額	10, 577	10, 732	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	3-a
11	繰延へッジ損益の額	△ 15	△ 5	4
12	適格引当金不足額			-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	
10	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に			
14	算入される額	-	-	
15	前払年金費用の額	ı	_	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の 額	0	0	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_	
	12.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	_	_	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	_	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち 普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものに 限る。) に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_	
00				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち 普通株式に該当するものに関連するものの額	-	_	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関 連するものの額	_	-	
27	その他Tierl資本不足額			
28	普通株式等Tier1資本不足領 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,612	10, 778	
	首連体式寺11er1貫本に体る調金項目の領 (ロ) 等Tier1資本	10, 612	10, 778	
普迪休八章 29	〒1 1 e r 1 寅本 │ 普通株式等Tier1資本の額((イ)-(□)) (ハ)	254, 234	040 010	
		204, 234	249, 318	
その他 I i 31a	その他Tierl資本調達手段に係る株主資本の額及びその内	_	_	
31h	訳 その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	_	-	
$\frac{30}{32}$	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	_	
	特別目的会社等の発行するその他 Tierl資本調達手段の額	-	-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-	
0.0				
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	_	_	
	ier1資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本 調達手段の額	_	_	
39	少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	

CC1: 自己資	本の構成(銀行単体)			
		イ	口	/\
国際様式の 該当番号	項 目	2019年12月末	2019年9月末	別紙様式 第十三号 (CC2) の 参照項目
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	
42	Tier2資本不足額	_	_	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	_	_	
<u>その他Ti</u> 44	eri資本 その他Tieri資本の額((ニ) - (ホ)) (へ)	_	_	
Tier1	· 資本			
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	254, 234	249, 318	
Tier2	資本に係る基礎項目 (4) Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_	_1	
4.0	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_	_	
46	Tier2資本調達手段に係る負債の額	_	_	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_	_	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算 入額の合計額	13, 300	12, 315	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	13, 300	12, 315	
50b 51	┃ ┃ うち、適格引当金Tier2算入額 ┃ Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	10 000	10.015	
	11ef2資本に係る基礎項目の領 (デ) 資本に係る調整項目 (5)	13, 300	12, 315	
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	_	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	_	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部 TLAC関連調達手段の額	-	-	
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	_	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	_	_	
Tier2		10.000	10.015	
58 総自己資本	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	13, 300	12, 315	
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	267, 535	261, 633	
リスク・ア				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	2, 294, 128	2, 234, 078	
自己資本比	率及び資本バッファー (7)			
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	11.08%	11. 15%	
62	T i e r 1比率 ((ト) / (ヲ))	11.08%	11. 15%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	11.66%	11. 71%	
64	最低単体資本バッファー比率	_	_	
65	うち、資本保全バッファー比率		_	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	_		
67		_	_	
	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率	_	_	
68 調整項目17	単体資本バッファー比率	_	_	
調整項目に 72	係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算	16, 171	14, 038	
73	入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る オファックス		_,	
74	る調整項目不算入額 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの		_	
75	に限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不	=	_	
10	算入額			

CC1:自己資本の構成(銀行単体)						
		イ	口	ハ		
国際様式の 該当番号	項目	2019年12月末	2019年9月末	別紙様式 第十三号 (CC2) の 参照項目		
Tier2	資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9))				
76	一般貸倒引当金の額	13, 300	12, 315			
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	27, 642	26, 891			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法 人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャー の期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合 にあっては、零とする。)	-	-			
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	_			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)						
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	_			
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本 調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る 場合にあっては、零とする。)	_	-			
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	_	_			
85 - 트립카 및	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本 調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る 場合にあっては、零とする。)	_	_			

[・]上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第1号に基づく開示事項です。 ・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化一第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。